

海外からの戸籍謄抄本等を請求する方法のご案内

1 日本在住の直系尊属（祖父母、父母）・卑属（子、孫）から請求いただく方法

日本在住の直系尊属（祖父母、父母）・卑属（子、孫）の方が、ご来庁または郵送でご請求ください。証明書を受取りになった親族の方が、直接ご本人へ郵送していただくことになります。

2 委任状（原本）により受任された日本在住の代理人から請求していただく方法

ご本人様が委任状を作成していただき、委任状の原本を、代理で手続きする方に郵送により送付してください。（委任状は必ずご本人さまが、自署・押印して作成してください。）

代理で手続きされる方は、ご本人様からの委任状により、ご来庁または郵送の方法で証明を受取り、直接ご本人様へ郵送していただくことになります。

3 上記1及び2の方法での請求が困難な場合

申請書には次の事項をもれなく記入してください。

申請書は足立区のホームページからダウンロードできます。

- ① 申請年月日
- ② 必要な戸籍の本籍地及び筆頭者（抄本の場合は申請の対象者の氏名）
- ③ 必要な戸籍の種類及び通数
- ④ 申請者の住所・氏名・昼間に連絡が取れる電話番号・電子メールアドレス
- ⑤ 証明書の使用目的

発行手数料と返信郵送料について

現金書留の取扱いがある地域にお住まいの方は、手数料と送料、EMSご利用の場合は封筒代（51円）を足した額の日本円を送付してください。おつりが生じた場合は、日本の切手でお返しいたします。予めご了承ください。

現金書留の取扱いがない地域にお住まいの場合は、下記担当までお問合せください。

返信用封筒について

返信用封筒には、海外の現住所を記入してください。送付先は、現住所に限られます。）

その際は、現住所が確認できる公的な証明書の添付が必要となります。

証明書を早く受け取りたい場合は、「国際スピード郵便（EMS便）」をご利用ください。

送料は、発送地域によって異なりますので、日本郵便のホームページで事前に確認してください。

本人確認書類について

送付先の住所、氏名が記載された公的機関発行の証明書（国際運転免許証・IDカード等）のコピーを同封してください。証明書が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文も添付してください。（現住所の確認が必要とするため、パスポートのコピーでは認められません。）

現住所が記載された証明書が発行されない場合は、下記担当までお問合せください。

担当：足立区役所戸籍住民課戸籍証明係 電話番号 03（3880）5722

メールアドレス koseki@city.adachi.tokyo.jp